



令和7年（2025年）8月 8日

定額減税に伴う不足額給付金について

令和6年度に実施した定額減税に伴う調整給付金（当初調整給付金）について、税額の確定等により給付額に不足が生じた方や、制度上定額減税の対象外であった方等を対象とした不足額給付を実施します。

本給付金の通知物の発送及び給付金の支給時期等については、以下のとおりです。

なお、熊本市ホームページにおいては、本資料と同様の情報を8月8日（金）から公開することを申し添えます。

1 概 要

国における「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」の一環として、令和6年度に、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき4万円（令和6年分所得税から3万円・令和6年度住民税所得割から1万円）を減税する定額減税が実施されました。

その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、当該定額減税しきれないと見込まれる額を「定額減税に伴う調整給付金（当初調整給付金）」として支給しました。

その後、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したことで、当初調整給付額に不足があることが判明した方等に、不足額を追加で支給します。

2 対象者

【不足額給付Ⅰ】

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したことで、当初調整給付額に不足があることが判明した方

【不足額給付Ⅱ】

本人及び扶養親族等として定額減税の対象外（事業専従者や合計所得金額48万円超の方）であり、かつ低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方

3 通知物の種類、発送時期、発送数及び給付金の支給時期

令和7年度の個人住民税が熊本市で課税されている方で、不足額給付ⅠまたはⅡの対象要件に当てはまる方に、「支給案内通知書」又は「支給要件確認書」のいずれかをお送りします。

【支給案内通知書】

公金受取口座（マイナンバーと紐づけた口座）の登録をされている場合や、当初調整給付金の受け取り口座等により受取口座情報が判明している方には「支給案内通知書」をお送りします。

支給案内通知書が届いた方は、口座の変更や受け取りの辞退が無い場合、手続きは不要です。

（次ページへ続く）

【支給要件確認書】

受取口座情報が不明な方には、「支給要件確認書」をお送りします。

支給要件確認書が届いた方は、口座の指定等必要事項を記入の上、令和7年（2025年）10月31日（金）までに提出ください。

通知物※	発送数	発送時期	支給時期
支給案内通知書	約 54,000 通	令和7年（2025年） 8月8日（金）	令和7年（2025年） 8月28日（木）
支給要件確認書	約 30,000 通		令和7年（2025年） 8月28日（木） 以降、内容確認が終了した対象者から順次支給

4 問い合わせ先

(1) 熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター

電話番号：096-355-8866

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）

(2) 各区申請相談窓口

各区役所に申請相談窓口を設置

受付時間：午前8時30分から午後4時30分まで（土日祝を除く。）

設置場所：中央区役所 地下1階写真店横

東区役所 2階エレベーター前

西区役所 1階旧館大ホール前

南区役所 1階総合案内裏

北区役所 2階総務企画課横

問い合わせ先

健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課

電話：096-328-2340

副課長 前田 浩之（まえだ ひろゆき）